

令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習（情報）実施要項

1 目的

この講習は、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員に対し、高等学校教諭一種免許状（情報）に必要な単位を修得させることを目的とする。

2 主催

和歌山県教育委員会

3 講習の期間及び会場

【教科に関する専門的事項に関する科目】

日程：8月6日（土）、7日（日）、10日（水）、11日（木）

場所：和歌山大学内演習室

【教科の指導法に関する科目】

日程：8月18日（木）、19日（金）

場所：和歌山大学内講義室

4 開設科目及び受講定員

【教科に関する専門的事項に関する科目】

「コンピュータ・情報処理Ⅰ」 80名

【教科の指導法に関する科目】

「情報科指導法Ⅰ」 80名 ※

※ 「情報科指導法Ⅰ」の受講には、ノートPC（資料閲覧のため、ブラウザを使用します。）、**情報Ⅰの教科書（出版社は問わない）**を各自持参必要
会場は無線LAN（Wi-Fi）が使用可能。

5 時間配当

【教科に関する専門的事項に関する科目】 コンピュータ・情報処理Ⅰ （1単位）

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:20~9:30	9:30~11:00		11:10~12:40		13:30~15:00		15:10~16:40
8/6	初日のみ	実習①②		実習③④		実習⑤⑥		実習⑦⑧
8/7		実習⑨⑩		実習⑪⑫		実習⑬⑭		実習⑮⑯
8/10		実習⑰⑱		実習⑲⑳		実習㉑㉒		実習㉓㉔
8/11		実習㉕㉖		実習㉗㉘		実習㉙㉚		試験

【教科の指導法に関する科目】 情報科指導法Ⅰ （1単位）

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:20~9:30	9:30~11:00		11:10~12:40		13:30~15:00		15:10~16:40
8/18	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/19		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮ 試験

6 受講対象者

和歌山県内の公立の高等学校・特別支援学校に勤務する教育職員（会計年度任用職員を除く）
で高等学校教諭普通免許状（情報以外）を有するもの

7 受講者の決定

受講者については、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が決定する。

なお、受講希望者が少なく、講座の運営に支障が出るおそれのある場合は、当該講座の開講を取りやめることがある。

8 受講料
徴収しない。

9 申込手続等

(1) 提出書類

「令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」(別記第1号様式)

※紙・データ(Excel形式)の両方の媒体を下記提出先に提出すること。

(2) 提出先

紙媒体：和歌山県教育委員会教育総務局教職員課企画調整班

データ：e5003001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出期限

令和4年7月8日(金)必着

10 講習の欠席

講習の申込みをした後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」(別記第2号様式)を和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

11 単位の授与

各科目とも1単位である。各講義(実習)時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

※高等学校教諭1種免許状(情報)取得については、別紙「高等学校教諭1種免許状(情報)の取得について」を熟読すること。

12 その他

(1) 当講習は文部科学省へ申請予定であり、開設科目、科目区分、時間数、講師などは予定であり、変更となる可能性がある。その場合は、講習の一部又は全部について変更や中止することがあるので、その旨ご留意し、今後の連絡に注意すること。

(2) 受講に当たっての服務上の取扱いについては、職務専念義務免除扱いとする。

(3) 受講科目等詳細については、受講許可の際に通知する。

13 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班

電話 073-441-3752

FAX 073-441-3678

【別紙】

～高等学校教諭1種免許状（情報）の取得について～

免許法認定講習（情報）の実施目的について

新高等学校学習指導要領に基づき、令和4年度よりすべての高校生がプログラミング、ネットワーク、データベースの基礎等について学習する共通必修科目「情報Ⅰ」が新設され、各学校における指導体制の充実がより一層求められます。

また、本県では、令和2年度からすべての公立学校で一人一台端末の導入が進められており、これまで以上に実践的な情報活用能力の育成が求められますが、情報科免許状を持たない教員が免許外教科担任や臨時免許状により授業担当をしている学校も少なくありません。

これらのことを踏まえ、情報科に係る教員の専門性向上を目的に令和4年度より5年間、同免許状取得に向けた免許法認定講習の実施を計画、現職教員の同免許状取得を積極的に促進したいと考えています。

高等学校教諭1種免許状（情報）の取得について

上記目的により、今年度より実施する免許法認定講習（情報）については、県内の県立高等学校の教員で他教科の高等学校教諭普通免許状を有する者を対象に開設します。

対象者を限定的にしているのは、免許法第6条別表第4（以下、別4）の規定に基づいた免許状の取得をしていただくためです。

別4による免許状の取得では、同校種の他教科の教員免許状を有している必要があります。

（臨時免許状・特別免許状は含みません。）

また、別4による取得方法では、必要単位数が合計24単位となっており、その内訳や注意すべき点は下記の通りです。

今回の免許法認定講習（情報）では、5年間でこの必要単位数24単位の取得を計画しているため、今年度の講習の受講のみでは、当該免許状の取得はできず、来年度以降開催される本県の認定講習全てを受講していただく必要があります。

（今年度は2単位分を開講します。詳細については、本要項をご参照ください。）

よって、既に大学等で情報に関する単位を取得されている方については、その単位と今回の認定講習にて修得する単位との組合せで免許を申請することができない可能性があるため、該当する方は、事前のご相談をお願いします。

【免許法に規定される高等学校教諭1種免許状（情報）の必要単位数と留意点】

科目名	必要単位数	留意点
教科に関する専門的事項に関する科目	20単位	下記に掲げる①～⑥の各科目について、それぞれ1単位以上修得し、計20単位を修得すること。 ただし、①～⑥すべての科目について、それぞれ「一般的包括的内容を含む」ことを満たすこと。 ①情報社会・情報倫理 ②コンピュータ・情報処理（実習を含む。） ☆R4年度1単位分開設 ③情報システム（実習を含む。） ④情報通信ネットワーク（実習を含む。） ⑤マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） ⑥情報と職業
各教科の指導法に関する科目	4単位	情報科に係る指導法の科目を4単位以上取得すること ☆R4年度1単位分開設